

**(仮称) 新川崎地区新設小学校の検討に関する
サウンディング調査実施要領**

令和2年11月

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

1 調査の対象施設

整備手法	整備施設名	工事場所
新設	(仮称)新川崎地区新設小学校	川崎市幸区新小倉545番83ほか2筆

2 調査の概要・目的

(1) 目的

新川崎地区において、大規模な共同住宅整備計画が立ち上がったことに伴い、当該地区の教育環境の確保に向け、小学校を新設するものです。

現在、小学校新設に向けて校舎整備、学校運営に係る財政負担の軽減に寄与する適切な事業手法等を検討しているところです。検討にあたっては、民間事業者の自らのノウハウに基づく考えや意向を踏まえていくことが重要であると考えております。

そこで、整備にあたり主に次の事項について、民間事業者等との対話や意見交換を求めることを目的にサウンディング調査を実施いたします。

- 校舎整備及び学校運営（施設整備の維持管理費・学校給食関連経費等）に係る財政負担を削減するための提案・助言
- 校舎の建設工事について、令和7年4月開校に向けて竣工予定日を早めるための提案・助言

(2) 整備施設の概要 (案)

ア 敷地

所在及びアクセス	川崎市幸区新小倉 5 4 5 番 8 3 ほか 2 筆 ・ J R 矢向駅から徒歩約 1 5 分 ・ J R 新川崎駅から徒歩約 1 9 分
敷地面積	約 1 6, 8 0 0 m ²
用途地域及地区の指定	準工業地域 建ぺい率/容積率: 6 0 % / 3 0 0 %
地区計画	新川崎地区地区計画 (F 地区) 建ぺい率/容積率: 5 0 % / 3 0 0 % ほか
現況	市の許可に基づき、前の地権者が建設した建造物 (販売事務所) 等が令和 2 年度末まで存置予定。

イ 新設校の概況 (予定)

学校規模は、最大 3 6 学級 (約 1, 2 0 0 人) とする。

また、延床面積は約 1 5, 0 0 0 m²程度を想定する。

【校舎棟】延床面積: 約 1 3, 0 0 0 m²

- ・普通学級
普通教室 3 6、多目的スペース 6
- ・特別支援学級
学習室 (大) 1、学習室 (小) 1、プレイルーム 1、倉庫 1、多目的トイレ 1、シャワー室 1
- ・特別教室
理科室 2、理科準備室 1、(理科) メディアコーナー 1、音楽室 1、音楽楽器室 1、音楽練習室 1、図工室 1、図工準備室 1、(図工) メディアコーナー 1、家庭科室 1、家庭科準備室 1、(家庭科) メディアコーナー 1、メディアセンター 1、メディアセンター準備室 1、生活科室 1、(生活科) メディアセンター 1、外国語活動教室 1、(外国語活動) メディアセンター 1、多目的ホール 1
- ・共用スペース
昇降口、児童トイレ、多目的トイレ、給食配膳コーナー
- ・管理諸室等
校長室、職員室 (執務スペース、印刷室・資料保管庫、給湯室、倉庫、情報交換室)、事務センター、会議室、用務員室、教職員用更衣室、来客・教職員用トイレ、保健室、相談室、来客・教職員用玄関、倉庫
- ・地域連携スペース
地域ホームスペース、特別活動室、P T A 室
- ・給食
調理室等、調理員休憩室
- ・わくわくプラザ
プラザ室、スタッフルーム、トイレ、玄関

- ・設備
設備室
- ・共用部
廊下・階段
- ・屋外
防災備蓄倉庫、屋外運動倉庫、マンホールトイレ、学級菜園、囲障、舗装、雨水排水、植栽等

【運動施設】延床面積：約1,900㎡

- ・屋内運動場（災害時は避難場所として使用）
アリーナ（アリーナ、ステージ、器具庫）、付帯施設（更衣室、トイレ、多目的トイレ、会議室、給湯室）、空調設備、その他
- ・プール施設
プール本体、付帯施設（更衣・シャワー室、トイレ、多目的トイレ、機械室）、その他

【設備】

電気・通信設備、太陽光発電設備、給排水衛生設備、空気調和設備、消火設備、エレベーター及び小荷物専用昇降機設備等

ウ その他

- ・学校教育法、建築基準法、消防法、食品衛生法、バリアフリー法、川崎市の条例・規則等や基準、その他関係法令に適合させること。
- ・本市の資産マネジメントの取り組みを踏まえ、竣工後原則80年間利用することを前提とし、維持保全のしやすさにも配慮した施設を検討する。

(3) 施設整備の基本方針等

ア 高機能かつ多機能で弾力的な施設環境の確保を目指す

児童等の主体的な活動を支え、好奇心・創造性を発揮できる施設環境の充実を図るとともに、研究開発機関が集積する地域の特色を生かした、魅力ある理科教育を推進することが可能となる計画とする。

イ 地域環境へ配慮し、持続可能な社会の構築への貢献を目指す

自然との共生を図る建築計画により徹底した環境負荷の低減を図るとともに、省エネ・創エネ・蓄エネ技術を活用し、学校施設で消費する電力を可能な限り削減する計画とする。

ウ 地域の交流や多様な活動を支える、安全・安心な地域コミュニティの核の形成を目指す

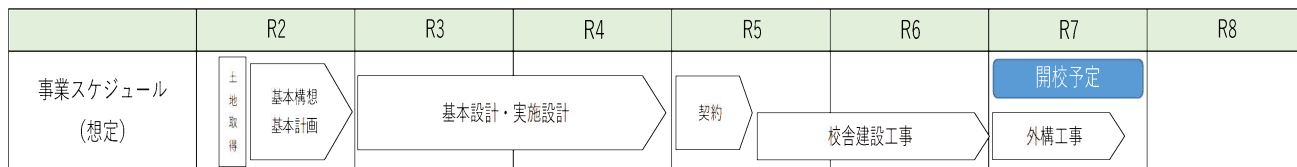
地域特色を活かしたまちづくりや地域課題解決に向けた市民・地域と行政の協働による取組や地域住民の交流、自主的な学習活動等による地域コミュニティの活性化の取り組みを支えるとともに、地域防災力の向上への対応が可能となる計画とする。

3 調査の詳細

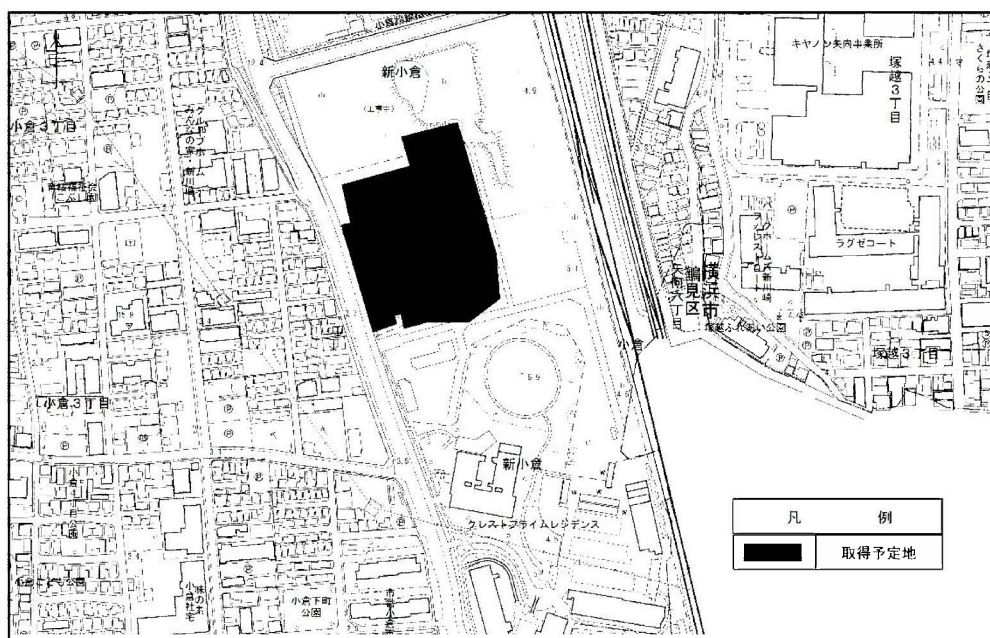
(1) 調査にあたっての前提条件

ア 現時点での想定スケジュール

新川崎地区新設小学校については、令和7年4月の開校に向けて令和2年度に基本構想・基本計画を策定します。



イ 事業用地（取得予定地位置図）



ウ 事業方式

学校施設の管理は民営を想定しています（用務員業務、給食業務を含む）。

(2) 次期事業実施に関連する計画等

次期事業実施にあたり関連する計画は以下のとおりであり、本市HPより参照いただけます。

- ・「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」（平成30年3月策定）

<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000106496.html>

- ・「学校施設長期保全計画」（平成 26 年 3 月策定）
<http://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-9-9-0-0-0-0-0-0-0.html>
- ・学校における食に関する指導のてびき ～小中 9 年間を通じた食育の推進を目指して～（令和 2 年 3 月策定）
<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000049486.html>

4 意見等をいただきたい事項

- (1) 校舎整備及び学校運営に係る財政負担を削減するための提案・助言
総事業費と、市・事業者の負担割合について、可能な範囲で算出してください。金額は概算で構いません。
- (2) 校舎の建設工期を短縮するための提案・助言
「3 (2) ア 現時点での想定スケジュール」と比較して大幅に工期短縮が見込まれる事業手法について提案してください。特に、令和 7 年 4 月の開校前に外構工事も含め工事を完了できる手法があれば、提案してください。
- (3) ア、イを踏まえた上で最も望ましい事業手法を提案し、その理由もご教示ください。
(例：PFI－BTO等)
- (4) その他整備事業に関する提案

5 調査の実施方法

(1) 実施方法

事前に提出いただいた書面による御意見をもとに、提案事業者ごとに個別対話で行います。提案事業者より 15 分程度で説明いただいた後に、45 分程度意見交換を行います。個別の対話内容については、公表しません。

※セキュリティ上と感染症等対策により、説明会と現場見学会は原則行いません。必要に応じて別途個別協議とします。

(2) 対象者

新川崎地区新設小学校の整備に事業参画の可能性がある法人又は法人グループ（以下、「法人等」という。）。

※整備全体ではなく、校舎の建設、施設の運営・維持管理など、事業の一部に関して参入の可能性がある法人等も対象とします。また、将来の事業実施にあたってはJV方式（joint venture）も可能とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ. 参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- オ. 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- カ. 国税及び地方税を滞納している者

（3）スケジュール

内容	期間等（予定）
実施要領の公表	2020 年 11 月 6 日（金）
参加申込受付	2020 年 11 月 9 日（月）～11 月 20 日（金）午後 5 時まで
提案者との個別対話の実施	2020 年 11 月 24 日（火）～12 月 4 日（金） ※実施日等の詳細については、個別に連絡させていただきます。
提案結果のとりまとめ、公表	2020 年 12 月下旬～2021 年 1 月上旬

6 サウンディング調査への参加申し込みについて

（1）申込期間

令和 2 年 11 月 4 日（水）から令和 2 年 11 月 20 日（金）まで

（2）申込方法

参加希望者は、様式 1 「参加申込書」に必要事項を記入の上、「8 連絡先」記載の E メールアドレスに送付してください。件名は、「サウンディングへの参加申込【事業者名】」とします。なお、様式 2 「提案書」については、当日の意見交換を円滑にするために、事前に「8 連絡先」記載の E メールアドレスに送付してください。やむを得ず提出期間外の提出となる場合は、サウンディング調査当日の 2 日前（土日祝日は除く。）までに、同電子メールアドレスに送付して下さい。なお、様式は任意のものでも構いません。

7 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要をホームページ等で公表します。公表にあたっては、事前に内容等の確認を行う予定です。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において公開する場合があります。

8 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

- ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。
- イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
- ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

- ア 対話への参加に係る費用は、参加された方の負担とします。
- イ 対話では、説明の補足に必要な資料を提供することができます。資料等を使用する場合、サウンディング調査当日の2日前（土日祝日は除く。）までに「8 連絡先」記載のEメールアドレス に送付して下さい。件名に、「サウンディング事前資料提出【事業者名】」とします。

(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

9 様式・参考資料

様式1…サウンディング調査参加申込書

様式2…提案書

参考資料…サウンディング調査に必要なとなる参考資料があれば御提示をお願いします。

10 連絡先

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室 担当：後藤

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6

電話：044-200-0753

メール：88seibi@city.kawasaki.jp